

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和3年10月29日(金) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 11時00分

2 場 所 川南町役場 議員控室

3 出席委員

(委員)

1番	橋口 裕二	2番	長友 順子	3番	新垣 吉男
4番	井尻 恵雄	5番	湯地 二三夫	6番	森 信幸
7番	河野 博子	8番	山下 栄	9番	杉尾 英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	日高 重樹	11番	佐光 真美	12番	林田 泰代
13番	黒木 正行	14番	有澤 章	15番	戸高 一志
16番	永田 貞義	17番	河野 伊栄雄	18番	樽見 一寛

4 欠席委員

5 議事日程

- 第1 諸報告
- 第2 会議録署名委員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第55号 農地法第3条の規定による申請の許可について
- 第5 議案第56号 農地法第4条の規定による申請の承認について
- 第6 議案第57号 農地法第5条の規定による申請の承認について
- 第7 議案第58号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
- 第8 議案第59号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 第9 議案第60号 農地移動適正化あっせんを行うについて
- 第10 議案第61号 非農地証明願の承認について
- 第11 その他(合意解約、行事予定)

6 会議録署名委員 8番 山下 栄 9番 杉尾 英敏

7 職務のため出席した者の氏名

事務局長	三好 益夫	補佐	岩切 拓也	係長	川崎 恵美
主査	別宮 愛	主事	清 亜朱沙		

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 それでは、10月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、10月の諸報告をさせていただきます。 8日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員の御報告をお願いします。 同じく8日、あっせん会を開催しました。 後ほど、担当委員の御報告をお願いします。 15日、西都児湯管内農委会長・農年協会長・事務局長合同会議が新富町役場にて開催されました。 19日、4・5条現地調査検討会、第3小委員会を開催しました。 21日、人・農地問題解決ワークショップ(ファシリテーション能力向上編)が県企業局県電ホールにて開催され、橋口会長・井尻委員・山下委員が出席されました。 22日、全国農業新聞(農業会議)訪問が実施されました。 28日、尾鈴農業公社理事会・総会が尾鈴地域農業活性化センターにて開催され、会長が出席されました。 本日、10月定例総会であります。 総会終了後、第3会議室にて認定審査会が開催されますので、会長と副会長は御出席をお願いいたします。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	15番	議長、15番。 10月8日、午前9時より役場第3会議室で3番委員と農家相談を行いました。相談件数は、0件でした。
報告 あっせん会	議長	あっせん会について、担当委員の報告をお願いします。
60号1番 2番	9番	10月8日、午後1時30分より役場第3会議室で5番委員とあっせん会を行いました。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
		1号、2号は隣り合わせの田で、渡し人が単価がどれくらいかわからないということでこちら辺の相場はどれくらいかと話がありまして、私の方から50万円前後で動いているという話しました。買い手の方も話を聞いたところ相場を聞かれ50万円前後と話をし、お互いに納得され1号、2号とも10アール当たり50万円で決定しました。
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、本日は、8番 山下 栄委員、9番 杉尾 英敏委員を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議はありますか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第55号 3条許可	議長	【日程第4】議案第55号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第55号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、4件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、申請案件に対する、農地法第3条許可の御決定を頂きます様、よろしくお願ひ申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を頂き、審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	13番	議長、13番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。農地は受人の自宅北側の農地で、公売によるものです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長 議長	議長 1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 1号については、許可する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	13番	議長、13番。 2号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
		ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、許可する事にいたします。 次に、3号
3号 補足説明	3番	議長、3番。 3号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。受人、渡人は、兄と妹になります。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
		ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 3号については、許可する事にいたします。 次に、4号。
4号 補足説明	11番	議長、11番。 4号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。お父さんが後継者の息子さんに贈与されるものです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
		ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 4号については、許可する事にいたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第56号 4条承認	議長	【日程第5】 議案第56号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第56号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の、承認申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第3小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
委員長報告	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第3小委員会の委員長報告を求めます。
	9番	議長、9番。 第3小委員会の委員長報告を行います。 10月19日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けた後、現地確認を行いました。既に通路と排水路がありまして、始末書付きで許可相当と認めます。内容については、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第3小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	13番	議長、13番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。集団的に存在する農地であり、その他良好な営農条件を備えている農地であることから第1種農地と判断されますが、農業用施設に供する場合であり、既設であります。始末書の提出もありますので、追認できると判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第57号 5条承認	議長	【日程第6】 議案第57号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第57号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、5件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第3小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願ひ申し上げます。
委員長報告	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第3小委員会の委員長報告を求めます。
	9番	議長、9番。 第3小委員会の委員長報告を行います。 10月19日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けた後、現地確認を行いました。1、2、3、4号は、既に施設等があるということで始末書付きで許可相当、5号は、許可相当と認めます。内容については、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第3小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 ここで、12番委員の退室を求めます。 ＜ 12番委員退室 ＞ 1号。
1号 補足説明	7番	議長、7番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。申請地は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた農地であることから、第1種農地と判断されますが、農用地利用計画において指定された用途に供する場合であり、始末書の提出もあることから許可相当と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願ひいたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。 ここで、12番委員の入室を許可します。 < 12番委員入室 > 次に、2号。
2号 補足説明	6番	議長、6番。 2号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。申請地は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた農地であることから、第1種農地と判断されますが、農用地利用計画において指定された用途に供する場合であり、始末書の提出もあることから許可相当と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいたします。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、承認する事にいたします。 次に、3号。
3号 補足説明	9番	議長、9番。 3号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。集団的に存在する農地であり、その他良好な営農条件を備えている農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、第1種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる場合であり、始末書の提出もあることから許可相当と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 3号については、承認する事にいたします。 次に、4号。
4号 補足説明	13番	議長、13番。 4号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。集団的に存在する農地であり、その他良好な営農条件を備えている農地であることから第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の面積の2分の1を超えないことからやむを得ないと認められる場合であり、始末書の提出もあることから許可相当と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いたします。
	議長	4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 4号については、承認する事にいたします。 次に、5号。
5号 補足説明	7番	議長、7番。 5号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内の農地であることから第3種農地と判断されますので、許可相当と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いたします。
	議長	5号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 5号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第58号 集積(所有権)	議長	【日程第7】 議案第58号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第58号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」その 提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規 定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めるもの でございます。 本案件の申請件数は、6件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容及び耕作する者の 農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定され た集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げ ます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号。
1号 補足説明	3番	議長、3番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。親子間の贈与になります。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろ しくお願いします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意 見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、決定する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	4番	議長、4番。 2号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。農業経営基盤強化促進法第18 条第3項の各要件を満たしていると考えます。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
		調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、決定する事にいたします。 次に、3号。
3号 補足説明	4番	議長、4番。 3号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。2号、3号の譲渡人は親子です。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。
	議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 3号については、決定する事にいたします。 次に、4号。
4号 補足説明	12番	議長、12番。 4号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。譲受人は、ニラ農家でハウス増設のため、今回の農地を求められました。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。
	議長	4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。 4号については、決定する事にいたします。 次に、5号。
5号 補足説明	9番	議長、9番。 5号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。あっせん会で成立した売買になります。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。
	議長	5号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 5号については、決定する事にいたします。 次に、6号。
6号 補足説明	9番	議長、9番。 6号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。こちらもあっせん会で成立した売買になります。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。
	議長	6号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 6号については、決定する事にいたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第59号 集積(利用権)	議長	【日程第8】 議案第59号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第59号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」そ の提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規 定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めるもの でございます。 本案件の申請件数は、19件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借手手の経営状況 は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定され た集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げ ます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号。
1号 補足説明	15番	議長、15番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よ ろしくお願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意 見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、決定する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	5番	議長、5番。 2号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
		調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、決定する事にいたします。 次に、3号。
3号 補足説明	12番	議長、12番。 3号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 3号については、決定する事にいたします。 次に、4号。
4号 補足説明	13番	議長、13番。 4号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 4号については、決定する事にいたします。 次に、5号。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
5号 補足説明	13番	議長、13番。 5号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	5号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 5号については、決定する事にいたします。 次に、6号。
6号 補足説明	13番	議長、13番。 6号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	6号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 6号については、決定する事にいたします。 次に、7号。
7号 補足説明	3番	議長、3番。 7号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	7号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 7号については、決定する事にいたします。 次に、8号。
8号 補足説明	17番	議長、17番。 8号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長 議長	議長 8号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 8号については、決定する事にいたします。 次に、9号。
9号 補足説明	1番	私が担当ですので、 9号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長 議長	議長 9号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 9号については、決定する事にいたします。 次に、10号。
10号 補足説明	1番	私が担当ですので、 10号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
		調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	10号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 10号については、決定する事にいたします。 次に、11号。
11号 補足説明	15番	議長、15番。 11号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	11号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 11号については、決定する事にいたします。 次に、12号。
12号 補足説明	15番	議長、15番。 12号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	12号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 12号については、決定する事にいたします。 次に、13号。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
13号 補足説明	8番	議長、8番。 13号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長 議長	議長 13号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 13号については、決定する事にいたします。 次に、14号。
14号 補足説明	9番	議長、9番。 14号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長 議長	議長 14号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 14号については、決定する事にいたします。 次に、15号。
15号 補足説明	9番	議長、9番。 15号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	議長 15号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	18号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 18号については、決定する事にいたします。 次に、19号。
19号 補足説明	9番	議長、9番。 19号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。あっせんで成立した特例事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	19号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 19号については、決定する事にいたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第60号 あっせん	議長	【日程第9】 議案第60号 「農地移動適正化あっせんを行うについて」を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第60号 「農地移動適正化あっせんを行うについて」その提案理由を説明申し上げます。 本議案は、農地移動適正化あっせん事業により、農地の売買あっせんを行うものでございます。 あっせん申し出件数は、2号が取下げになっておりますので、1件でございます。 譲渡人のあっせん理由は、別紙によるもので、買受希望者は、規模拡大でございます。申請人及び該当農地は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上あっせんを行うべきか否かの御決定を頂き、あっせんを行う場合は、あっせん委員の指名をして頂きます様、よろしく願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	17番	議長、17番。 1号について補足説明いたします。 面積は、1町2反くらいですが、別の方の3反の農地があって1枚の長方形の畑になっています。土地の形は水平ではなくてちょっと山なりの傾斜のついた土地になります。渡し人はちょっと出られないということなので成年後見人の司法書士の方が代理でやられています。受人は渡し人の別の土地を借りていて土地売る機会があれば話をさせてくださいと相談されていたそうです。相対で話をされていたけどどうまくまとまらず、今回のあっせんになりました。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願います。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 1号については、あっせんする事にいたします。
	議長	あっせん委員の指名を行います。 地元委員17番委員、輪番委員で4番委員を指名します。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第61号 非農地証明	議長	【日程第10】議案第61号 「非農地証明願いの承認について」を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第61号 「非農地証明願いの承認について」その提案理由を説明申し上げます。 本案件の申請件数は、1件でございます。 申請地の所在、地番、地目及び地積は、別紙記載のとおりであります。 調査担当第3小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
委員長報告	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第3小委員会の委員長報告を求めます。
	9番	議長、9番。 第3小委員会の委員長報告を行います。 10月19日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けた後、現地確認を行いました。場所は、家の前で農地として使われていない状態でありまして、許可相当と判断しましたが、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第3小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	13番	議長、13番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な農地として判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第 11】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について、報告いたします。 解約については、借り手の都合によるものが3件、中間管理 事業への移行が4件、5条申請によるものが1件、贈与による ものが4件の計12件となります。
行事予定	議長	「合意解約」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
	事務局	議長、事務局。 「11月の行事予定」について、報告いたします。
	議長	「11月の行事予定」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
	議長 議長	他に何かありませんか。 すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、 令和3年10月の定例総会を閉会いたします。御苦労様でした。

川南町農業委員会 10月定例総会

署 名 委 員

この会議録の内容については、正確であることをここに認め、署名いたします。

令和 年 月 日

8番

9番